## 茂原市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 平成28年3月23日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102議室

3 出席委員 25名

1番 北田 茂 2番 日吉利一

3番 井上幹男 4番 高山多聞

5番 湯 淺 公 夫 6番 風 戸 茂 樹

7番 蕨 直邦

9番 杉 浦 文 子 10番 光 橋 正 人

11番 中田文昭 12番 渡邉 滋樹

13番 髙橋英二 14番 秋葉仁喜

15番 浦島京子 16番 鬼島一郎(第二小委員長)

17番 佐藤栄作 18番 三橋弘明

19番 古山光雄 20番 熊切秀雄

21番 加藤古志郎(会長) 22番 大塚 優

24番 鵜澤和行

25番 丸 島 正 昭 26番 麻 生 重 和

27番 石 井 利 明 (職務代理者)

4 欠席委員 2名

8番 秋 山 芳 廣 23番 鈴 木 幸 雄 (第一小委員長)

5 事務局職員 4名

事務局長 葛 岡 直 樹 局長補佐 三 階 英 幸 副 主 杳 芝 崎 一 郎 主 事 斉 藤 直 也

- 6 会議に付した議案
  - ・農地法第3条の規定による許可申請について 4件

・農地法第5条の規定による許可申請について 11件

- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件
- ・平成28年2月23日開催 第2回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請 について
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について (利用権設定)
- ・平成28年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認について

## 7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について 軽微な農地改良の届出について 農地の賃貸借料の情報提供について その他

## 8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日はご多忙の中、第3回総会にご参いただきましてありがとうございます。3月22日から矢部委員に変わりまして三橋委員が選任されましたのでご紹介いたします。(三橋委員紹介)本日の議事案件は、3条日前4件、5条申請11件、5条の計画変更が1件、先月の保留案件が1件、18号とし利用権の設定、19号として農作業労賃と機械の料金についての合計19件となっておます。その他、報告事項がございます。現地調査につきましては先週金曜日の18日に12小委員会の現調委員さんで実施をしていただいております。

本日の欠席者ですが、秋山委員が入院治療のため、また、鈴木委員からめ欠席との連続を受けております。それでは議事に入ります。会議規則により加藤会長、議事進行をより しくお願いいたします。

会長

皆様お忙しい中ご参加いただきありがとうございます。少し寒いですがこれを過ぎると暖かくなり田んぼでは忙しい時期を迎えようとしています。また天候も不順で体調を崩されている方もいますので体調にはご自愛いただいてみんなで頑張っていただきたいと思います。議事に入る前に昨日付けで欠員となっていた議会選任の委員に三橋委員が選出されました。議席番号は前任の矢部委員の議席であった18番としたいのでご了承いただきたいと思います。(三橋委員挨拶)議事に入る前に本日の議事録署名人ついて私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は22番大塚委員と24番鵜沢委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

始めに1号議案でございます。申請地は、東部台2丁目地先、他3筆、田んぼ315㎡、畑2234㎡の合計2549㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲受人が木崎の★★★★さん他3名、譲渡人は父親である★★★★さんでございます。申請理由としましては、高齢の為、子供世帯へ財産分与をするためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で510日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして2号議案でございます。申請地は、六ツ野字稲荷耕地地先、畑839㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が六ツ野の★★さん、売渡人は渋谷の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては経営規模縮小のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は500日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして3号議案でございます。申請地は、小林字笹塚地先、田んぼ1021㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が白子町の★★さん、売渡人は山崎の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては耕作をしないためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は170日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。なお、白子町農業委員会から農業経営の実態証明が提出されております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして4号議案でございます。申請地は、山崎字滝ノ谷地先、他1筆、畑915㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が山崎の★★さんでございまして、本案件は単独申請となっております。単独申請の理由といたしましては、民事調停法により調停が成立したためで、農地法第3条の規定による申請を行い許可があったときは許可日の売買を原因とする登記手続きをする旨の確定がなされておりまして、2月22日付けで千葉地方裁判所一宮支部より確定証明書が交付されております。申請理由としましては、農業経営規模拡大のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

会長 第二 小委員長 説明が終わりました。小委員会の審議結果の報告をお願いします。

小委員会での審議の結果、1号議案許可、2号議案許可、3号議案許可、4号議案 許可となりましたので報告いたします。

会長

小委員会の報告が終わりました。順次審議します。 1号議案、贈与です。★★委員どうですか。

★★委員

区画整理されたところで、親子間の贈与ということで、許可でよろしいと思います ます。

会長

1号議案は許可ということでよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、 1号議案は許可ということに決定させていただきます。 次に2号議案です。現調されていますが、★★委員どうですか。

★★委員

草刈りも済んでおり、畑で使用した方がよいので許可でよろしいと思います。

会長

★★委員どうですか。

★★委員

買受人が耕作するということなので、許可でお願いします。

会長

2号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、2号議 案は許可ということに決定させていただきます。

次に3号議案です。現調しております。★★委員どうですか。

★★委員

白子の人が買受人になって荒れてしまう心配があったが、今も貸してあるようで所有者が変わっても耕作者は同じではないかと思うので、許可でお願いします。

会長

★★委員どうですか。

★★委員

元々小轡の方が耕作していて今年も耕作し継続していくと思いますので、許可でお 願いします。

会長

3号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、3号議案については許可ということに決定させていただきます。

次に4号議案です。★★委員どうですか。

★★委員

現調時はそらまめを作っていました。申請人が耕作していると思うので許可でお願いします。

会長

地元の★★委員どうですか。

★★委員

事務局から説明がありましたが今まであまりこのような例はないが、調停を行って申請者が耕作するならよいということで農業委員会が許可を出せば登記になるということなので、許可でお願いします。

会長

4号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可ということに決定させていただきます。

次に農地法第5条の規定による許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

始めに5号議案でございます。申請地は本納字滝ノ谷地先他1筆、田んぼ1572㎡でございます。市川市の★★さんが東京都の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、周囲に日光を遮るものがなく将来的にも太陽光の確保に問題なく当事業に適している為とのことでございます。計画としましては、太陽光パネル288枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を3カ所設置する計画でございます。隣接は5人から同意を得ています。他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。本納第8区滝の谷自治会長へ事業説明を2月20日に行い、詳細な地元説明会を3月27日に行う予定です。3月14日に自治会長が事務局に来所し、何件か反対意見が寄せられているとのことでした。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして6号議案でございます。申請地は東茂原字長者ヶ台地先、畑5076㎡

の内790.20㎡と一体計画の宅地192.14㎡の合計982.34㎡でございます。東茂原の★★さんが子である★★★★さん及び本人から使用貸借により土地を借り受けて長屋住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は市街地に近接しておりアパート経営に適した場所であり土地の有効利用のためとのことでございます。建物としましては、鉄骨造・2階建て・長屋住宅・建築面積251.85㎡が1棟と駐車場15台分でございます。排水は北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は木崎字川田地先、田んぼ601㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合46街区地先、面積309㎡でございます。東京都の★★さんが早野新田の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、アパート住まいの為、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積63.76㎡が1棟でございます。排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして9号議案でございます。申請地は木崎字川田地先、田んぼ466㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合49街区地先、面積275㎡でございます。下永吉の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、アパート住まいの為、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積62.10㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長

事務局から5号から9号議案の説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告を お願いします。

第二 小委員長

小委員会での審議の結果、5号議案につきましては、自治会への説明会後ということで総会送りとなりました。6号議案許可相当、7号議案許可相当、8号議案許可相当、9号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長

小委員会の審議内容の報告が終わりました。順次審議します。 5号議案です。現調していますが、★★委員どうですか。

★★委員

売渡人は元々地元に住んでいた方ですが、地元でも賛否両論あるようですので、3 月 27 日の説明会を待ってからの方がよいと思います。

会長

★★委員どうですか。

★★委員

滝ノ谷は以前から乱開発があったとこで今回地元も説明会を要望しているということで説明会以降に内容を確認して来月総会審議でよいと思います。

第二 小委員長

補足になりますが、滝ノ谷地域は世帯数は 150 世帯位で自治会に加入している個数は約2割だそうです。新興住宅地が圧倒的に多いという背景もあろうかと思います。

会長

**★★**委員どうですか。

★★委員

自治会長のところに行き説明を受けましたが賛否両論あるそうです。まだ不透明な話もあろうかと思いますはが、27 日の説明会で話し合うということで、保留でお願いします。

会長

5号議案については、来月の総会まで保留ということでよろしいですね。(異議なしの声) それでは、5号は保留とさせていただきます。

続きまして6号議案です。こちらも現地調査してございます。

★★委員どうでしょうか。

★★委員

現地はまきの植木畑になっていました。周りはアパートや駐車場であり、許可相当でよろしいかと思います。

会長

**★★**委員どうですか。

★★委員

第3種農地ですので、許可相当でお願いいたします。

会長

6号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、6号議 案は許可相当ということに決定させていただきます。

続きまして7号議案です。こちらも現地調査してございます。

★★委員どうでしょうか。

★★委員

周りに住宅が建っており用途地域ですので、許可相当でよろしいかと思います。

★★委員

住宅としては問題ないので、許可相当でよろしいかと思います。

お願いとして、ここは小学校の学童の通路になっており少し狭いので、自治会として少しセットバックをお願いしたいのですがどうでしょうか。

会長

セットバックは農業委員会の許可事項でございませんが、開発協議でそういう指導がされた方があそこは狭いですから、事務局から開発担当に農業委員会でそういう意見があったことを通知するようにしましょう。

7号議案は今あった意見があったということも含めて許可相当ということでよろしいですか。(異議なしの声) それでは許可相当で決定させていただきます。

続きまして8号議案、9号議案です。

★★委員どうですか。

★★委員

ここは、下水道・ガス等全部整備されていますので、問題ないと思います。

会長

8号議案、9号議案、他にご意見ございますか。(異議なしの声) それでは、8号議案、9号議案については、許可相当と決定させていただきます。

次に10号議案から15号議案まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局

続きまして10号議案でございます。申請地は早野字向原地先、畑680㎡でございます。茂原の★★★★★★さんが神奈川県の★★★★★★から土地を買い受けて宅地分譲(2区画)用地とする申請でございます。申請理由としましては、住環境の良い当申請地を宅地分譲したいとのことでございます。計画としましては、南北に2つに割り分譲地2区画でございます。排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地及び他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして11号議案でございます。申請地は綱島字堰ノ下地先、田499㎡でございます。千葉市の★★さんが早野の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、借家住まいで手狭なため当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積172.86㎡が1棟でございます。排水は南側排水路に放流する計画でございます。両総土地改良区から意見書及び排水同意書が、綱島水利組合から排水同意書が提出されています。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして12号議案でございます。申請地は立木字南下前地先、田んぼ874㎡でございます。千葉市の $\star\star$ さんが父である立木の $\star\star\star$  さんから使用貸借により土地を借り受けて農家住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、両親居住の家屋が老朽化し両親も高齢のため将来の介護を見据え、また現在の両親の居住地はがけ条例により改築・新築が出来ないため当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・平屋建て・農家住宅・建築面積99.6㎡が1棟、84,5㎡が1棟でございます。排水は北側側溝に接続する計画でございます。立木第一揚水組合から排水同意書を得ています。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付

すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして13号議案でございます。申請地は木崎字小池地先、畑311㎡と一体計画で宅地4.28㎡の合計315.28㎡でございます。木崎の★★さんが同じく木崎の父である★★★★さんから使用貸借により土地を借り受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、借家住まいで手狭な為、親の家に近いため当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積86.53㎡が1棟でございます。排水は西側農業集落排水に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は第3種農地 と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請 目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいた しております。

続きまして14号議案でございます。申請地は東郷字南原地先、畑324㎡でございます。東郷の★★さんが同じく東郷の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、親と同居しているが、家が老朽化した為、親の住居や会社に近いため当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積50.92㎡が1棟でございます。排水は南側側溝に接続する計画でございます。御用地水利組合から排水同意書を得ています。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして15号議案でございます。申請地は東郷字八幡前地先、畑1394㎡でございます。茂原の★★★★★さんが本小轡の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲(5区画)用地とする申請でございます。申請理由としましては、住環境の良い当申請地を宅地分譲したいとのことでございます。計画としましては、1区画約250㎡から350㎡台の分譲地5区画でございます。排水は東側及び南側へU字溝を新設し南側及び西側既設U字溝に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請は宅地開発事業事前協議申出書及び道路工事施工承認申請書を関係課と協議中です。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長 第二 小委員長 事務局の説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員会での審議の結果、10号議案許可相当、11号議案許可相当、12号議案 許可相当、13号議案許可相当、14号議案許可相当、15号議案許可相当、16号 議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長

小委員会の審議内容の報告が終わりました。順次審議します。ではまず10号議案です。★★委員、現地調査をしてどうですか。

★★委員

周りが住宅地になっていますので許可相当で問題ないと思われます。

★★委員

用途地域内で公共下水道も入っていますし周りは家が建っていますので許可相当でよろしいかと思われます。

会長

10号議案、許可相当と決定してよろしいですか。(異議なしの声)続きまして11号議案です。こちらも現地調査してございます。

★★委員どうですか。

★★委員

周りに家が建っていて敷地の形が変っていますが、将来周りも畑として使うのではないかという話があります。ここに家が建っても影響はないと思われますので、許可相当でよろしいかと思います。

会長

★★委員どうでしょうか。

★★委員

地権者は代替地として提供すると言っていました。変った形になっていますが、排水も南側排水路に流し両総土地改良区も同意していますので、許可相当でよろしいかと思います。

会長

11号議案は、小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。 (異議なしの声) では11号議案は許可相当で決定させていただきます。

続きまして12号議案です。こちらも現地調査してございます。

★★委員どうでしょうか。

★★委員

がけ条例で表に出なくてはいけないということで、許可相当でよろしいと思います。

★★委員

がけで立替ができないということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長

12号議案は、小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。 (異議なしの声) では12号議案は許可相当で決定させていただきます。

続きまして13号議案です。こちらも現地調査してございます。

★★委員どうでしょうか。

★★委員

親子の使用貸借で、現況はまきが植わっていました。農業集落排水も入っていることから許可相当でよろしいと思います。

★★委員

親子の使用貸借ですので、許可相当でお願いします。

会長

13号議案について他にご意見はございますか。(異議なしの声)それでは、13号議案は小委員会の報告どおり許可相当ということに決定させていただきます。

続きまして14号議案です。こちらも現地調査してございます。

★★委員どうでしょうか。

★★委員

周りは住宅ですので許可相当よろしいと思います。

会長

★★委員どうでしょうか。

★★委員

やはり周りは住宅ですので許可相当よろしいと思います。

会長

14号議案について他にご意見はございますか。(異議なしの声)それでは、14号議案は許可相当ということに決定させていただきます。

続きまして15号議案です。こちらも現地調査してございます。

**★★**委員どうでしょうか。

★★委員

周りに住宅が建っており用途地域でありますので、許可相当よろしいと思います。

会長

★★委員どうでしょうか。

★★委員

周りに住宅が建っていますので、許可相当でよろしいと思います。

会長

15号議案について他にご意見はございますか。(異議なしの声)それでは、15号議案は小委員会の報告どおり許可相当ということに決定させていただきます。

次は農地法第5条の規定による許可後の計画変更について審議いたします。説明を お願いします。

事務局

会長

事務局の説明が終わりました。小委員会の審議内容は許可相当とのことですが、★ ★委員いかがですか。

★★委員

有限会社が株式会社に変っただけで、特に問題ないのではないですか。

会長

会社名が変っただけで転用計画は変更ありませんので許可相当でよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案は許可相当ということに決定させていただきます。

次に議案17号2月総会保留議案を審議いたします。

この案件は、綱島の許可済みの資材置場との連動があり、その様子を見るということですので、その後の状況について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

2月の総会で去年の7月許可の綱島の資材置場の管理等の対応をしっかりしてからということで保留との結論でしたが、五郷小の道路側のみに防砂シートが設置され、山砂の高さは3mほどの高さになっている状況のままで、先月からその後の状況の変化はありません。管理指導したが当初の5mから3mに低くなった程度です。

会長

**★★**委員どうですか。

★★委員

山砂の回りは重機でかためてあり北側に防砂シートを設置し東側は50センチ位のロープを張ってある状況です。このくらいでやむを得ないのではないか。

会長

**★★**委員どうですか。

★★委員

申請地の上にまだ耕作している田があり道路側の水路に砂が流れてしまうと上の田 んぼが水没してしまい困るのではないか。綱島の現場がきちんと管理されていないと ここもそうなってしまうのではないかと心配がある。

会長

他に意見ありますか。

★★委員

2・3日前に箕輪の転用の件はどうなったかと聞かれたのですが、綱島の管理状況の影響で箕輪の方が保留になっていると言ってあります。申請者は上の田んぼも買う話しをしている。その農地は農振地域になっているので4月に見直しがあったらお願いし2枚続けて買う予定であるとのことでした。

★★委員

現場の状況はよく分かりませんが、・・・

会長

綱島の現場をきちんとし、箕輪の方は★★委員の言われた心配がないようきちんと した計画にしてあらためて申請してもらうことで、一旦取り下げ指導ということでい かかでしょうか。(異議なしの声)

次は18号議案です。議事参与の制限がありますので退出します。

(★★、★★委員、★★委員退出)

\*\*\*\*\* \* それでは会長が議事参与の制限を受け退室されましたので、私が議長を勤めさせて いただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは、18号議案の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画の承認について(利用権設定)の事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第18号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておりまして、それぞれ利用権設定期間が短い順に記載しています。それではまず始めに新規分です。NO.1につきましては、借受者が東郷の★★さん、貸付者は法目の★★さんで、利用権設定する土地は法目字北塚西地先他8筆、田、計4,208㎡の賃貸借権の設定で、期間は2年でございます。

以下同様にNO. 2 からNO. 4 までが利用権設定期間 3 年、NO. 5 からNO. 6 が利用権設定期間 4 年、NO. 7 からNO. 2 9 までが利用権設定期間 5 年、NO. 3 0 が利用権設定期間 5. 8 年、NO. 3 1 からNO. 5 4 までが利用権設定期間 6 年、NO. 5 5 からNO. 7 8 までが利用権設定期間 1 0 年、となっております。

続きまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございますが、新規分と同じく利用権設定期間が短い順に記載しています。NO.1からNO.5が利用権設定期間1年、NO.6が利用権設定期間3.9年、NO.7からNO.11が利用権設定期間5年、NO.12が利用権設定期間6年、NO.13からNO.37が利用権設定期間10年となっております。

利用権設定調書についての説明は以上になりますが、最初のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計を申し上げますと、新規分の利用権設定面積は 271,707 ㎡、再設定(更新分)の利用権設定面積は 117,021 ㎡となっております。表下段の使用貸借につきましては内 4,139 ㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会で承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

\*\*\*\*

18号議案に付きまして説明がありました。質問、ご意見等ございますでしょうか。

**★★**委員

新規のNO.76、NO.77、NO.78で千葉県園芸協会とありますが、これは農地中間管理機構と考えてよろしいのでしょうか。

事務局

はい。

★★委員

借入期間が10年となっていますが、2年と聞いたこともありますが10年でよいのですか。

事務局

はい。構わないです。

★★委員

みんな年単位なのに5.8年とありますが、なんでこのような期間なのですか。

事務局

貸借期間は任意ですので、申請者の意向でこのような年数になりました。

\*\*\*\* \* 他に意見ございますでしょうか。それでは、18号議案は承認ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは、会長と交代いたします。退席者の入室をお願いいたします。(退席者入室)

会長

それでは議事を再開いたします。次に議案第19号について事務局の説明をお願い いたします。

議案第19号平成28年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認について説明いたします。

平成28年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の設定につきましては、千葉県農業会議におきまして平成28年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金を設定してございます。農業委員会では、農業会議の算出基礎、算出方法等を参考に実情にあわせて標準農作業料金等を検討をしております。

それでは、資料1の平成28年度標準農作業労賃並びに標準機械作業料金表(案) により説明いたします。

まず、標準農作業労賃ですが、田作業 8,000 円、畑作業 7,200 円で、前年度と同額といたしました。この金額は 1 日当たりの賃金で実労 8 時間、賄い費用は含まない金額です。資料 4 の農業会議が設定しました九十九里地域の農作業労賃は、田作業 8,800円、畑作業 8,000円となっており、昨年度と変更ありません。資料 3 の九十九里地域内の各市が設定しました農作業労賃の平均額は、田作業が 8,700円、畑作業が 7,800円で、農業会議が設定しました農作業労賃に近い金額になっております。これに本市の農作業労賃を比較しますと本市の方が若干低くなっておりますが、資料 2 の長生郡内の町村が設定あるいは設定済の農作業労賃平均は、田作業が 7,533円、畑作業が 6,600円で、本市より更に低くなっております。これらを勘案しまして本市の農作業労賃を設定しました。この作業労賃は、平成 2 4年度に改定した金額となっております。千葉県における最低賃金額が 1 時間当たり 817円(千葉労働局、労働基準監督署)に上がったため、長生郡内の町村では基準を下回る賃金を上げる意向です。農業会議及び茂原市については基準を上回っておりますので変更ございません。

次に、機械による標準農作業料金ですが、資料4の農業会議が設定しました農作業料金表をご覧ください。この農業会義が設定しました県下統一の農作業料金を参考にしまして本市の農作業料金を設定させていただきました。なお、農作業料金は、資料2の長生郡内の町村、資料3の九十九里地域内の各市に比較しましても金額に大きな差がないと思われます。

資料1をご覧ください。前年度と比較しまして減額した農作業料金がありますが、これは全て燃料価格の値下がりによるものです。

それでは、個別に農作業料金を説明いたします。トラクターによる耕起は、10 a 当たり 5,800 円で前年度より 100 円の減額です。代かきは 10 a 当たり 6,100 円で前年度より 100 円の減額です。これはドライブハローを使用する場合の仕上げです。ロータリーを使用する場合は、上記の耕耘の料金となります。畦ぬりは、100m 当たり 3,500円で前年度より 100 円の減額です。田植機は、10a 当たり 7,200円で前年度と同額です。これは苗費を含みません。また側条施肥は別途協議となります。刈取脱穀(コンバイン)は、10a 当たり 17,200円で前年度より 100円の減額です。乾燥調整は、60kg 当た

事務局

り 2,800 円で、前年度と同額です。これは、生籾の乾燥・籾すりです。長生郡内の町 村より高めの金額になっておりますが、料金算定の根拠が明確であることと機械価格 の上昇などを勘案しますと妥当な金額だと思われます。育苗は、1箱当たり780円で、 前年度と同額です。これは、稚苗(硬化苗)です。運搬費を含みません。

今回の標準農作業労賃並びに機械による標準農作業料金の設定につきましては、小 委員会終了後の役員会議においてご検討をいただいております。

これらの農作業料金は、あくまでも目安です。耕地の条件がそれぞれ異なりますの で、農作業の受委託者双方で話し合いのうえ決定していただくことになります。

会長

今、事務局から説明がありました。ご意見ございますでしょうか。これはあくまで 標準ということですが。皆さん、これでよろしいですか。(異議なしの声) それでは1 9号議案については承認することで決定いたしました。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

## 次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・農地の賃貸借料の情報提供について
- その他

以上で本日の総会を終了します。たいへん長時間にわたり御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第3回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを 証するため、次のとおり署名捺印する。

平成28年3月23日

茂原市農業委員会	会	長	印
議事録署名人	農業委	<b>受員</b>	印
議事録署名人	農業委	<b>受員</b>	印